

「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望（骨子）

平成 23 年 6 月 14 日
日本商工会議所

I 復旧・復興に向けた基本的な考え方

1. 国の全面的な支援により、地域が主体となった復旧・復興を

- 大規模かつ大胆な国費投入を柱とする第二次補正予算の早期編成。
- 「地域」が復興の主体。国は、地域の歳出について全面的に支援。

2. 復興へ向けた工程表の早期提示と一層の加速化を

- 当面の対策と中長期の政策の明確化。
- 復旧・復興の工程表を被災地に、災害に強い国づくりと持続的な経済成長に向けた力強いメッセージを国民に提示。

3. 復旧・復興をテコにわが国経済の発展を

- 震災発生前の状態に戻すのみならず、国際競争力の強化が必要。
- 強い日本へ向け、復旧・復興と経済の持続的な成長との好循環を確立。

II 東北・北関東の震災からの本格的な復興に向けて

- 沿岸部はいまだ復旧の入口、内陸部も自律的な回復に至らず。
 - ◇ がれき処理やインフラ復旧の早期化
 - ◇ 事業再開へ向けた支援（二重債務問題の解決、今後の資金需要を見据えた万全な資金繰り対策、仮設工場・店舗等の拡充等）
 - ◇ 観光・新しいまちづくり支援
 - ◇ 復興特区の活用（指定の迅速化、税財源・権限の思い切った移譲等）
 - ◇ 復興庁の早期設置と復興担当大臣の被災地での常駐化 など

III 福島再生に向けて

- 原発事故の早期収束に引き続き全力を傾注。同時に、福島再生に向けた万全の対策を実施。
 - ◇ 原発事故の被災中小企業に対する本格的な補償
 - ◇ 福島県の復興に向けた特別立法の検討 など

IV 新しい経済社会の実現に向けて

- 投資環境の整備、立地競争力の強化により、大震災による多くの制約を克服し、力強い成長を実現すべき。
 - ◇ 原発の安全性確保と電力の安定供給
 - ◇ 成長力強化に向けた早期の法人税引き下げ、FTA・EPAの推進
 - ◇ サプライチェーン再構築の戦略的展開 など

「東日本大震災」の復旧・復興に関する第三次要望

平成23年6月14日

日本商工会議所

東日本大震災から3か月が経過したが、沿岸部はいまだ復旧の入口にとどまってお
り、内陸部においても、復旧需要による一時的な回復の状況にあるものの、地域経済
の自律的な回復には至っていない。原発事故は収束せず、福島地域は、復旧のスター
トラインにさえ立つことができない状況にある。

こうした実情を踏まえ、地域が主導する復旧・復興を速やかに実現するとともに、
復興を、わが国経済の持続的な成長につなげていかなければならない。

日本商工会議所では、これまで二次にわたり、震災からの復旧・復興に関する要望
を行ってきたが、現下の被災地域の厳しい実情を踏まえ、下記の基本的な考え方に基づ
く第二次補正予算の早期編成を要望する。

政府・国会におかれては、その実現に向け、全力で取り組まれることを強く求める。

I 復旧・復興に向けた基本的な考え方

1. 国の全面的な支援により、地域が主体となった復旧・復興を

国は、被災地が直面している実態を再確認して、復旧・復興に、全面的に責任を
持って取り組むべきである。復旧・復興が遅れば、それだけ、わが国の国力が低
下することになる。自治体や被災住民・事業者の窮状を踏まえて、大規模かつ大胆
な国費投入を柱とする第二次補正予算を直ちに編成し、がれきの処理、二重債務問
題をはじめ、遅れている復旧・復興を大きく動かすことが極めて重要である。

財源確保については、まずは、あらゆる政策を見直し、予算の組み替え、徹底し
た行財政改革を行い、その成果を国民に示すことが大前提である。不足する財源は、
わが国経済の動向に十分留意しつつ、償還財源を担保するために、消費税増税を行
うことについては、やむを得ない。

復興に向け、国が定める基本方針のもと、「地域」を復興の主体として推進する
ことが必要である。自治体、商工会議所をはじめとする地域の経済界、市民などが、
自らの地域をどのように再生していくのか、ビジョンを打ち立て、その実現に向け
た取り組みを主体的に行っていくことが重要である。国は、その歳出に対して、全
面的な支援を行うことが肝要と考える。

2. 復興へ向けた工程表の早期提示と一層の加速化を

被災した事業者は、再出発する意欲を有していても、今後の事業再開への見通し
を立てることができず、再び立ち上がることができない者が多い。津波により被災
した事業者のうち、1/4が廃業の瀬戸際に立たされている地域もある。

今、求められているのは、当面の対策と中長期の政策の明確化を図り、急ぐべき対策を確実に迅速に実施することである。

国は、被災地に対し、これらを明らかにした工程表を早期に提示するとともに、災害に強い国づくりと持続的な経済成長の実現に向けた力強いメッセージを、国民に示すことが必要である。

3. 復旧・復興をテコにわが国経済の発展を

被災地を震災発生前の状態に戻すだけでは、わが国を取り巻く危機に対応することができず、海外諸国との競争に劣後することになる。阪神・淡路大震災では、港湾機能の復旧後も出荷額の低下が続き、アジアにおける物流拠点としての地位が低下した。

過去の轍を踏まないためには、被災地の復旧・復興をテコに、わが国経済の持続的な成長との好循環を確立し、強い日本を再び作り上げていくことが必要である。そのため、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率と中小法人の軽減税率の引き下げの平成24年度での実現や、空洞化回避のための政策展開を図ることが強く求められる。

こうした政策を通じ、日本全体の経済・産業を再活性化させることにより、被災地の復興を一層加速することが可能となる。

II 東北・北関東の震災からの本格的な復興に向けて

1. 遅くとも8月末までに災害廃棄物収集の完了を

津波により発生した災害廃棄物は膨大な量にのぼり、いまだ仮置場への搬入済量は、災害廃棄物全体のわずか2割にも満たず、被災地復興の大きな妨げになっている。建築物以外にも汚泥や海中にある災害廃棄物の処理も遅れており、国の予算不足を指摘する地域が多い。

国は、処理予算を大幅に拡充するとともに、自治体との連携のもと、場合により国自らが直接実施することも含め、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を遅くとも8月末までに収集するなど、マスタープランのスケジュールを可能な限り前倒しして、処理を図るべきである。

2. 民間保有を含めたインフラの早期復旧を

鉄道や港湾、空港などのインフラの機能回復が遅れている。地域の再生には、産業基盤の早期復旧が極めて重要であり、民間保有分も含め、国の財政負担でインフラ整備に取り組むべきである。その際、住民や企業等の利便性確保のため、復旧スケジュールを早期に明確化することが重要である。

また、整備にあたっては、震災からの復興をわが国の経済成長への確固たる足が

かりとしていくことが重要である。東北地域全体の連携強化を念頭においた道路網の整備（三陸自動車道の早期全線開通や、東北自動車道との接続による東西方向の道路網構築など）、災害時の避難路確保や物資運搬等の円滑化（幹線道路の複線化、日本海側の港湾の充実化）などを復興予算に組み入れ、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を果敢に行うことが必要である。

なお、沿岸部の主要産業である水産業の再生のため、漁港の整備をはじめ、加工・流通を含む漁港機能全体の早期復旧を図ることが必要である。

3. 事業再開へ向けた強力な支援の実施を

(1) 二重債務問題の解消を

事業者にとって、既往債務を抱えたまま新たな借入れを行わなければならない、いわゆる二重債務問題が、事業再開の大きな足枷となっている。特に被害が甚大であった沿岸部における中小企業の既往債務残高は、1兆4千億円規模にのぼると言われている。

この問題に対処するため、事業資産を消失し、再起を目指す事業者に係る金融機関やリース事業者の債権を公的機関が買い取る「債権買い取りスキーム」を創設するとともに、既往債務負担の軽減や新規借入が行われるような仕組み（例えば、買い取った債権の金利負担の軽減、DDS*化、原則として新規融資を債権買い取りの前提とすること）を、あわせて構築することが必要である。

なお、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることも重要である。

また、事業再開のみならず、起業や第二創業を促進するため、補助金や税の減免などにより、積極的な支援を行うべきである。

*DDS（デット・デット・スワップ）とは：

貸付金を、資本的性質を有する劣後ローンに変更すること。

(2) 今後の資金需要を見据えた万全の資金繰り対策を

第二次補正予算における資金繰り対策については、今後の資金需要を見据え、万全の支援策として、事業規模の倍増（20兆円）が必要である。また、信用保険および信用保証協会の財務基盤を抜本的に強化することにより、復旧・復興のための資金が円滑に供給される体制を構築すべきである。第一次補正予算で手当てされた10兆円の資金繰り支援策は、当面の復旧資金に対応するものであり、今年度後半に想定される復興資金需要の盛り上がりには不十分である。

また、東日本大震災復興特別貸付・マル経融資について、次に掲げる支援措置を講じるべきである。

・金利低減措置が講じられる間接被害の対象事業者の拡大（特に原発被害の影響が甚大である福島県内については、特段の配慮を図りたい）

- ・既往借入に加えて新規借入をする場合の借換え一本化制度の導入（既往借入の借換え部分について金利低減化）
- ・全壊等の被災事業者に対する支援措置の拡充（貸付期間・無利子期間の延長、金利のさらなる低減、担保等に関する弾力的取り扱い）

（３）被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備に対する支援の拡充を

被災事業者にとって、事業再開の第一歩となる仮設工場・仮設店舗については、被災事業者等から極めて多くの要望が寄せられている。第二次補正予算においては、増加が見込まれる希望事業者が全て入居できるよう、仮設工場・仮設店舗の整備事業費を大幅に拡充するとともに、迅速な提供のための関係法規制の弾力的な運用、手続きの迅速化を講じるべきである。

また、被災地域の中小企業のグループ等が行う共同生産・販売等施設の整備への国と自治体の連携による助成についても、同様に、多くのニーズに応えられるよう、大幅に拡充すべきである。

さらに、被災事業者における早期の事業再開には、新たな機械設備・車両等の確保が不可欠であるため、全国の遊休機械設備等を被災事業者に無償提供する仕組み（提供者側において全額損金算入可能とすることを含む）を早急に構築するとともに、輸送・据付等の費用に対する公的助成の創設が必要である。

被災事業者の販路拡大や新事業展開等への積極的な支援も重要である。

（４）事業再開支援税制等による被災地経済の再生を

事業の再開と、その後の経営の安定化、さらなる投資の拡大を強力に進めるため、次に掲げる税制等の支援措置を講じることが必要である。

- ・被災地における大幅な設備投資減税
- ・固定資産税等の減免
- ・事業承継税制の適用要件の緩和（雇用継続要件の緩和、資産管理会社該当要件の緩和等）
- ・中小企業基盤整備機構が被災地域で行う仮設工場・仮設店舗等の整備事業を促進するための税制措置の創設
- ・雇用や賃金を維持する被災事業者への社会保険料等の免除措置の適用拡大など

4. 雇用創出基金事業の早期執行等による被災地の雇用機会の拡大を

被災3県（岩手、宮城、福島）では、有効求人数が、有効求職者数の1／10程度に止まっている。国は、雇用創出基金事業の早期執行や基金のさらなる積み増し等により、被災地域の自治体による直接・間接の雇用機会（行政事務、避難所での炊事・洗濯等軽作業、がれきの仕分け・片付け等）を大幅に拡大することが重要である。

雇用創出基金事業の執行等が遅れている地域では、国や県の主導により、次に掲げる措置を講じることが必要である。

- ・被災地域の自治体との連携のもと、近隣自治体の企画・立案による、被災地域を含めた基金事業等の展開
- ・被災地域の自治体の取り組みを補完するため、基金事業等の受け皿となる、株式会社など法人組織の設立

5. 観光の再生に向けた支援の強化を

国は、早急に、東北・北関東地方における観光開発計画や、インバウンド回復に向けた具体的取り組み、国内観光に関する一元的な情報発信体制の整備などを盛り込んだ、「観光復興マスタープラン（仮称）」をスケジュールとともに明示し、計画的に実施すべきである。

インバウンドにおいては、訪日外客数の約6割を占める韓国、中国、台湾からの観光客を増加させることが重要である。国は、日中韓観光大臣会議の合意事項（正確な情報発信や特別プロモーションなど）に基づく具体的な施策を実行すべきである。

東北の6大祭りが集結した「東北六魂祭」など、各地では地域資源の活用や地域連携による新たな観光振興への取り組みが行われている。こうした祭りをはじめとする新たな連携による地域の取り組みに対する国の支援が求められる。また、毀損した文化財等、地域の観光資源の修復、復元についても迅速な支援が必要である。

6. 新しいまちづくりへの取り組み支援を

市町村は復興計画を早期に策定し、コンパクトシティなど将来のあるべきまちの姿を明確に示すことが重要である。

県は、国が策定する復興ビジョンに基づき、市町村の計画を妨げない県全体の発展の方向性を示すとともに、市町村自らが計画策定を困難とする場合には、住民等の声を十分に反映した複数の計画案を選択肢として提示することが求められる。

国は、要請に基づき、計画策定に関する専門家の派遣などの支援を行うことが必要である。また、計画的なまちづくりの障害となる土地の権利調整の解決策（個人の財産権と公共目的による利用を調和させる政策など）を示すべきである。

さらに、新しいまちづくりには、経済界、市民、NPOをはじめ、地域の関係者が自らの手で行える仕組み（地域の関係者によるまちづくり株式会社を活用した事業活動）を構築することも必要である。

7. 復興特区の活用を

被災地域の自治体が、地域の実情に合わせた復興を主体的かつ戦略的に推進するため、地域と期間を限定して、大幅な土地利用計画の迅速な変更、手続きの一元化等を可能とする規制緩和や税制優遇措置等を講じ、地域再生の早期実現を図るべき

である。

地域主体の復興に向けて、特区制度を最大限活用できるよう、国は、指定基準等を含めた基本方針を明示するとともに、同方針に基づいた地域からの特区申請については、指定の迅速化と、税財源および権限の思い切った移譲を図るべきである。

特区指定後も地域の再生に向けて必要な措置があれば、国と特区との協議により、適宜追加できるようにすべきである。

8. 復興庁の早期設置と復興担当大臣の被災地での常駐化の実現を

復興庁設置法を早期に制定し、被災地が主体となった復興を支援するために、復興に関わる国の行政を一元化した復興庁を、企画立案、予算配分、執行などの機能を持たせて、早急に被災地に設置することが必要である。

復興庁には、復興担当大臣を常駐させ、各自治体と連携を図りながら、復旧・復興に取り組んでいくことが不可欠である。

9. 地域支援機能の充実強化を

被災地域における一刻も早い商工業の再生や地域経済の復興に向け、経営支援および地域支援機能をもつ商工会議所等の事業機能の維持・強化のため、国および地方自治体による特段の支援が必要である。

Ⅲ 福島再生に向けて

原発事故の早期収束に、国は引き続き全力を傾ける必要がある。同時に、福島の再生に向けて、以下の事項に強力に取り組むべきである。

1. 原発事故の被災中小企業に対する本格的な補償の実施を

政府は、5月13日に東京電力による損害賠償を支援する枠組みを決定したが、この枠組みを実行するための法整備が遅れている。政府は、被災中小企業に対する本格的な補償を実施するため、枠組みの法律化を急ぐ必要がある。法整備の遅れは、東京電力の資金調達環境を悪化させ、迅速な補償の実施のみならず、電力の安定供給にも支障を生じさせかねない。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針とりまとめ(7月中)にあたっては、被災中小企業が被った損害の実情を十分調査し、それら多様な損害が、賠償の対象から漏れることのないようにすべきである。

さらに、仮払いも含め、被災中小企業に対する補償が円滑に行われるよう、国の役割の明確化と、地元自治体を中心とする支援体制の一層の充実が不可欠である。また、指針内容の解釈や算定方法等について、被災中小企業に対する分かりやすい周知を行う必要がある。

2. 地元の声を踏まえた福島県復興に関する特別立法の検討を

地震・津波に加えて原発事故の被害を受けた福島県特有の問題を解決し、地域経済・コミュニティの復興、事業者の経営基盤の再生、雇用機会の確保を図るため、特段の支援措置が必要である。現在、福島県においては、原発事故収束後の復興に向けた検討が官民で進んでいることに鑑み、特別な立法措置を検討すべきである。

3. 放射能汚染の除去対策の早急な実施を

国においては、放射能汚染された表土の除去や除去した表土を含む汚染土壌の処理をはじめ、除染対策を早急に実施する必要がある。特に、学校等公共スペースにおける表土除去作業などにより、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保を保証すべきである。

4. 放射能検査機関に対する助成措置の継続を

現行の放射能検査機関に対する助成措置については、少なくとも1年間継続するとともに、全国各地の事業者が容易に利用できるよう、助成対象となる検査機関数を大幅に増やすべきである。

IV 新しい経済社会の実現に向けて

大震災により、日本企業は、ストックの毀損やサプライチェーンの寸断、電力供給など、多くの制約を受けており、東北地方はもとより、わが国からの企業・人材の流出や、海外からの日本企業誘致など、空洞化圧力が強まっている。

このまま手をこまねいているならば、わが国産業の競争力は低下し、企業の海外展開の加速化や、外国企業の日本外しなどにより、空洞化がさらに進んでしまう。

競争力の低下や空洞化を回避するための政策展開が不可欠であり、厳しい制約条件を克服して、投資環境の整備や立地競争力の強化を図り、わが国経済の力強い成長を実現していかなければならない。

新しい経済社会の実現に向け、国は、次に掲げる諸点に取り組み、わが国の持つ強みを再復活させることが強く求められる。

1. 原発の安全性確保と電力の安定供給が喫緊の課題

定期点検で停止していく原発が再稼働しなければ、東京電力・東北電力管内だけでなく、全国で深刻な電力不足が生じることになる。安全確保を条件として、原発が適切に再稼働できるよう、国においては、原発立地地域はもとより、国民に対して、事故を踏まえた新たな安全対策について明確な説明を行い、当面の電力供給の不安を解消すべきである。

また、中小企業に対する自家発電設備や省エネ機器の導入の助成措置について、拡充を図るべきである。

2. わが国経済の成長力強化を

落ち込んだ経済状態から力強い成長を達成するため、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた法人実効税率と中小法人の軽減税率の引き下げの平成24年度での実現や、FTA・EPAの一層の加速化とTPP参加への検討に取り組むべきである。また、農業についても、大胆な政策展開により、生産性や国際競争力の向上を図り、「産業力」を強化することが不可欠である。

さらに、環境・エネルギーや健康など、今後の成長が見込まれる分野における新産業の形成、創業や新事業への挑戦、技術開発など、「新たな成長の糧」を創り出していくことが重要である。たとえば、東北地方においては、研究開発分野における先導的プロジェクトによる地域づくりなどが想定される。

3. サプライチェーン再構築の戦略的展開を

わが国産業の空洞化を防止し、引き続き競争力を強化していくためには、投資環境の整備はもとより、産業インフラの充実強化等により、強いサプライチェーンを再構築しなければならない。

このため、地域経済と雇用を支えているものづくり中堅・中小企業の育成・強化を戦略的に進めていくことが不可欠である。まずは地域におけるこれら中堅・中小企業の経営実態を踏まえて、供給力の分散化や設計の標準化等に取り組む企業に対する支援措置を講じることなどにより、サプライチェーンが抱える脆弱性の克服を図ることが必要である。さらに、立地競争力の向上に向けた、企業立地や新たな設備投資を促進する補助金の大幅拡充、出資や資本性の長期融資などを通じた資本性資金の充実化により、中堅・中小企業の経営基盤の強化を図ることが強く求められる。

以 上